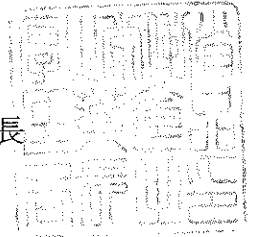




薬食発0830第3号
平成23年8月30日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医薬食品局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行について

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。以下「整備法」という。）が平成23年8月26日に成立し、平成23年8月30日に公布されたところである。

これに伴い、医薬食品局が所管する法律が改正され、一部は公布日（平成23年8月30日）に施行され、その他については平成24年4月1日又は平成25年4月1日に施行されることとなっている。これらの改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、その事務の運営に当たってよろしく御配慮願いたい。

記

第1 改正の趣旨

整備法は、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものである。なお、整備法により改正された法律のうち、医薬食品局所管のものは以下のとおりであること。

- ・毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
- ・安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）
- ・薬事法（昭和35年法律第145号）

第2 改正の内容

- 1 毒物及び劇物取締法（以下、この項において「法」という。）の一部改正

(整備法第33条関係)

地域主権戦略大綱(毒物・劇物業務上取扱者の届出受理、廃棄物の回収命令、立入検査等の事務を保健所設置市及び特別区に移譲)に基づき、毒物又は劇物の業務上取扱者に係る以下の権限・事務を、毒物又は劇物を取り扱う事業場が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、都道府県知事から保健所設置市長又は特別区長に移譲することとしたこと。

- ・届出の受理(法第22条第1項及び第2項)
 - ・事業廃止の届出の受理(法第22条第3項)
 - ・毒物劇物取扱責任者の届出の受理(法第22条第4項において準用する法第7条第3項)
 - ・廃棄物の回収等の命令(法第22条第4項において準用する法第15条の3)
 - ・報告の徴収(法第22条第4項において準用する法第17条第2項)
 - ・毒物劇物取扱責任者の変更の命令(法第22条第4項において準用する法第19条第3項)
 - ・事業場への立入検査及び毒物劇物等の収去(法第22条第5項において準用する法第17条第2項)
 - ・法令違反の際の必要な措置の命令(法第22条第6項)
- 2 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(以下、この項において「法」という。)の一部改正(整備法第36条関係)

地域主権戦略大綱(都道府県献血推進計画の公表に係る規定を廃止又は努力・配慮義務化)に基づき、献血推進計画の公表に係る義務(法第10条第5項)を努力義務化したこと。

- 3 薬事法(以下、この項において「法」という。)の一部改正(整備法第40条関係)

地域主権戦略大綱(薬局の開設の許可、製造販売業等の許可、薬局開設者等からの報告徴収、立入検査等の事務を保健所設置市及び特別区に移譲)に基づき、以下の所要の改正を行うこととしたこと。

- (1) 薬局の開設の許可等に係る権限・事務の保健所設置市・特別区への移譲
- 薬局の開設の許可をしようとする当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、保健所設置市長又は特別区長が許可するものとしたこと。また、これに伴い、薬局の管理(法第7条第3項)及び休廃止等の届出(法第10条)についても、同様の観点から、保健所設置市長及び特別区長に権限・事務を移譲することとしたこと。
- (2) 薬局製造販売医薬品に係る都道府県知事の経由事務の保健所設置市・特別区への移譲

都道府県知事が行ってきた薬局の開設の許可等の事務を都道府県知事が

ら保健所設置市長及び特別区長に移譲することに伴い、薬局製造販売医薬品に関し、薬局開設者が厚生労働大臣に対して申請及び届出をするものについても薬局に関する事務を所管することとなる保健所設置市長及び特別区長を経由することとしたこと。また、これに伴い、立入検査等（法第69条第1項）、検査命令（法第71条）、改善命令等（法第72条第3項）及び許可の取消し等（法第75条第2項）についても、同様の観点から、保健所設置市長及び特別区長に事務を移譲することとしたこと。

(3) 薬局開設者等からの報告徴収、立入検査等に係る権限・事務の保健所設置市・特別区への移譲

薬局の開設許可等の薬局に関する権限・事務を都道府県知事から保健所設置市長及び特別区長に移譲することに伴い、薬局開設者等からの報告徴収、立入検査等に係る権限・事務についても保健所設置市長及び特別区長に権限・事務を移譲することとしたこと。また、これに伴い、廃棄等（法第70条第1項）、改善命令等（法第72条第4項、第72条の2第1項及び第72条の4）、薬局の管理者の変更命令（法第73条）、許可の取消し等（法第75条第1項）、許可等の更新を拒否する場合の手続（法第76条）及び緊急時における厚生労働大臣の事務執行（法第81条の2）の規定についても、同様の観点から、保健所設置市長及び特別区長に権限・事務を移譲することとしたこと。

(4) 事務区分規定の追加

都道府県の法定受託事務の一部を保健所設置市及び特別区に移譲することに伴い、保健所設置市長又は特別区長が行うこととなる以下の事務を法定受託事務として追加することとしたこと。

- ・申請等の経由事務（法第21条第1項及び第2項）
- ・立入検査等（法第69条第1項）
- ・検査命令（法第71条）
- ・改善命令等（法第72条第3項）

(5) 動物用医薬品等について

地域主権戦略大綱において、動物用医薬品等に関する都道府県知事の権限・事務については保健所設置市及び特別区に移譲することとされなかったことから、その扱いを従前のおりとするための必要な読替規定を置くこととしたこと。

第3 施行日

- 1 毒物及び劇物取締法の一部改正関係 平成24年4月1日
- 2 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正関係 整備法

の公布の日（平成23年8月30日）

3 薬事法の一部改正関係 平成25年4月1日

第4 経過措置

1 毒物及び劇物取締法関係

- (1) 整備法の施行前に同法による改正前の毒物及び劇物取締法（以下「旧毒劇法」という。）の規定によりされた命令その他の行為又は整備法の施行の際現に旧毒劇法の規定によりされている届出で、整備法の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における整備法による改正後の毒物及び劇物取締法（以下「新毒劇法」という。）の適用については、新毒劇法の相当規定によりされた命令その他の行為又は届出とみなすこととしたこと。
- (2) 整備法の施行前に旧毒劇法の規定により都道府県知事に対し届出その他の手続をしなければならない事項で、整備法の施行前にその手続がされていないものについては、これを、新毒劇法の相当規定により保健所設置市長又は特別区長に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新毒劇法の規定を適用することとしたこと。

2 薬事法関係

- (1) 整備法の施行前に同法による改正前の薬事法（以下「旧薬事法」という。）の規定によりされた許可等の処分その他の行為又は整備法の施行の際現に旧薬事法の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下「処分等の行為」という。）で、整備法の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における整備法による改正後の薬事法（以下「新薬事法」という。）の適用については、新薬事法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなすこととしたこと。
- (2) 整備法の施行前に旧薬事法の規定により都道府県知事に対し報告その他の手続をしなければならない事項で、整備法の施行前にその手続がされていないものについては、これを、新薬事法の相当規定により保健所設置市長又は特別区長に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新薬事法の規定を適用することとしたこと。

第5 その他

平成25年4月1日施行に係る部分の関係政省令については、本年11月中目途に公布する予定であること。

また、従来のお知らせの必要な読替え等については、別途通知する予定であること。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第百五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣関係(第一条―第十三条)
- 第二章 総務省関係(第十四条―第十六条)
- 第三章 文部科学省関係(第十七条―第二十条)
- 第四章 厚生労働省関係(第二十一条―第五十六条)
- 第五章 農林水産省関係(第五十七条―第八十六条)
- 第六章 経済産業省関係(第八十七条―第九十五条)
- 第七章 国土交通省関係(第九十六条―第一百六十五条)
- 第八章 環境省関係(第一百六十六条―第一百八十九条)

附則

第一章 内閣関係

(災害対策基本法の一部改正)

第一条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
 第十六条第四項中「する」を「した」に改め、「は」の下に「速やかにその旨を」を加え、「協議しなれば」を「報告しなれば」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができ、

第四十二条第二項中「次の各号」を「おおむね次」に改め、第四号を削る。

第四十二条第二項中「次の各号」を「おおむね次」に改め、第四号を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができ、

第四十四条第三項中「第四十二条第二項」の下に「及び第四項」を加え、「修正しようとする」を「修正した」に改め、同条第四項を削る。

第六十八条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

第六十八条の二第三項中「前項」を「前二項」に改める。

(家庭用品品質表示法の一部改正)

第二条 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の一部は、政令で定めるところにより、市長が行うことができる。

(交通安全対策基本法の一部改正)

第三条 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「作成しなければならない」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第二項中「まかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「次の各号に」を「おおむね次に」に改め、同条第四項中「必要があると認めるときは」を削り、「作成しなればならぬ」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第五項中「すみやかに、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなれば」を「速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなれば」に改め、同条第六項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(活動火山対策特別措置法の一部改正)

第四条 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「の各号」を削り、第五号を削る。

第八条第一項から第三項までの規定中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第五項中「協議しなれば」を「報告しなれば」に改め、同条第六項中「を變更する場合」を「の變更」に改める。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)

第五条 大規模地震対策特別措置法(昭和五十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「同法第二十一条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下同じ)は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部(第二十八条第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。)及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の」を「次に掲げる」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長)は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部(第二十八条第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。)及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項第一号に掲げる事項を定めるものとするほか、同項第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

(地震防災対策特別措置法の一部改正)

第六条 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十号を削る。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第七条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「知事」の下に「その事務所が一の指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ)の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長」を加える。

第十条第一項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第四十三条の二中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第四十四条の二第一項及び第四十四条の三中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第六条第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第二項中「前条第八項」を「前条第九項」に「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

第七条第一項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同条第二項中「第五条第四項から第十一項まで」を「第五条第五項から第十二項まで」に改める。

第八条第一項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同条第二項中「第五条第三項各号」を「第五条第四項各号」に改める。

第九条中「第五条第三項各号」を「第五条第四項各号」に改める。

第十条第一項中「第五条第八項各号」を「第五条第九項各号」に「同条第三項各号」を「同条第四項各号」に改め、同条第三項中「第五条第三項各号」を「第五条第四項各号」に改め、同条第四項中「第五条第十一項」を「第五条第十二項」に改める。

第十一条第二項第二号及び第五項第一号中「第五条第二項第二号」を「第五条第二項第二号」に改める。

第十九条第一項中「第五条第三項第二号」を「第五条第四項第三号」に改める。

第二十条第一項中「第五条第三項第四号」を「第五条第四項第四号」に改める。

第二十一条中「第五条第三項第五号」を「第五条第四項第五号」に改める。

第二十三条第二号中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改める。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

第十三条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「場合には」を「ため」に、「ものとす」を「ことができる」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条第五項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「聴取」の下に「を行う場合には、当該聴取を加え、公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第二号及び第三号」を「第二項各号」に「聴く」を「聴くよう努める」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、実施方針には、競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項を定めるよう努めるものとする。

第十六条第一項中「遅滞なく」を削り、「ものとす」を「ことができる」に改め、同条第二項中「次に」を「おおむね次に」に改め、第十三号を削り、同条第三項中「次に」を「おおむね次に」に改め、「第四号において同じ」を削り、第四号を削り、同条第四項中「次に」を「おおむね次に」に改める。

第十七条中「第十一条第三項及び第十二条」を「及び第十一条第三項」に「同条中「第九条第二項第五号」を「第十二条中「第九条第二項第五号」に規定する評価の基準に従って、前条第一項」に「第十六条第二項第五号」を「前条第一項」と、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならぬ」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合議制の機関の議を経なければならず、第十六条第二項第五号に規定する評価の基準を定めているときは、当該基準に従って評価を行うものとする」に改める。

第十八条第一項中「遅滞なく」を削り、「ものとす」を「ことができる」に改め、同条第二項中「次に」を「おおむね次に」に改め、第十一号を削り、同条第三項中「次に」を「おおむね次に」に改め、「第四号において同じ」を削り、第四号を削り、同条第四項中「次に」を「おおむね次に」に改め、同項第四号中「目的」を「目的」に改める。

第十九条中「とあるのは」を「第十八条第二項第五号」と、「を」に規定する評価の基準に従って「に改め、その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は」を削り、「あるのは」を「その評価」を「第十八条第二項第五号に規定する評価の基準を定めているときは、当該基準に従って評価」に改める。

第三十四条第一項中「次に」を「実施方針を作成し、かつ、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項を定めた場合には、次に」に改める。

第二章 総務省関係

（地方自治法の一部改正）

第十四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項中第十号及び第十一号を削り、第十一号の二を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とする。

第二百六十条第一項中「政令で特別の定をする場合を除く外」を「市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか」に「あらたに」を「新たに」に改め、「市町村長が」を削り、「これを定め、都道府県知事に届け出なければならない」を「定めなければならない」に改め、同条第二項中「届出を受理した」を「処分をした」に、「都道府県知事は、直ちに」を「市町村長は」に改める。

別表第一 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の項第一号中「同条第三項」を「同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）」、同条第八項に改め、同表社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の項第一号中「指定都市及び中核市」を「市」に改め、同項第三号中「市町村（指定都市及び中核市を除く。）」を「町村」に改め、同表公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の項中「第三十七條第四項」を「第三十七條第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）」に改め、同表道路法（昭和二十七年法律第八十号）の項第一号中「第十七條第三項」を「第十七條第四項」に改め、同表地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の項第一号中「及び第三項」を削り、同表薬事法（昭和三十三年法律第四十五号）の項第一号中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同項第二号中「第六十九條第一項及び第二項並びに第七十條第一項及び第二項」を「第二十一條第一項及び第二項、第六十九條第一項及び第二項、第七十條第一項及び第二項、第七十一條並びに七十二條第三項」に改め、同項第三号中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同表騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同表都市計画法（昭和四十三年法律第九十八号）の項第一号中「一」を「ハ」に改め、「に限る」の下に「。ロにおいて同じ」を加え、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第六十五條第一項の規定により市が処理することとされている事務

別表第一 都市計画法（昭和四十三年法律第九十八号）の項第二号中「第三百三十九條の三各号」を「第三百三十九條の四各号」に改め、同表都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項第二号中「第六十一條第一項」の下に「土地の試掘等に係る部分を除く。」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 市が第六十一條第一項（土地の試掘等に係る部分に限る。）、第六十六條第一項から第八項まで並びに第九十八條第二項（第九十八條の二十七第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定により処理することとされている事務（機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）」

別表第一 環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同表密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項第一号中「機構等」を「都市再生機構等」に改め、同項第二号中「第九十二條第一項」の下に「土地の試掘等に係る部分を除く。」を加え、「機構等」を「都市再生機構等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 市が第九十二條第一項（土地の試掘等に係る部分に限る。）、第九十七條第一項から第八項まで並びに第九十三條第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は都市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）」

第三十條 身体障害者福祉法の一部改正

第十二條の三第一項中「都道府県」を「市町村」に改め、「行うこと」の下に「次項において「相談援助」という。」を加え、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害者の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持つてゐる者に委託することができる。

第二十九條第二項中「最低基準」を「基準」に、「第六十五條第二項」を「第六十五條第三項」に改める。

第三十五條中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 第十二條の三の規定により市町村が行う委託に要する費用

第三十七條中「第三十五條第二号」を「第三十五條第三号」に改める。

第三十七條の二第一号中「第三十五條第三号」を「第三十五條第四号」に改め、同条第二号中「第三十五條第二号」を「第三十五條第三号」に改める。

第三十一條 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第三十九條を次のように改める。

(保護施設の基準)

第二十九條 都道府県は、保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従ひ定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 保護施設に配置する職員及びその員数

二 保護施設に係る居室の床面積

三 保護施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 保護施設の利用定員

3 保護施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第四十一條第三項中「第三十九條に規定する基準の外、左の」を「第三十九條第一項の基準のほか、次の」に改め、同項第三号中「当る」を「当たる」に改める。

第四十五條第一項第一号中「第三十九條に規定する基準」を「第三十九條第一項の基準」に改める。

(クリーニング業法の一部改正)

第三十二條 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項第二号中「洗たく物を洗たく」を「洗濯物を洗濯」に、「仕上げ」を「仕上げ」に、「終つた」を「終わった」に、「終わらない」を「終わらない」に改め、同項第三号中「洗たく物」を「洗濯物」に改め、同項第四号中「こう配」を「勾配」に改め、同項第五号中「洗たく物」を「洗濯物」に、「洗たくする」を「洗濯する」に改め、同号ただし書中「洗たく」を「洗濯」に改め、同項第六号中「都道府県」の下に「(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五條第一項の規定に基づき政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区については、市又は特別区」を加える。

第十四條第一項中「地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五條第一項の規定に基づき政令で定める」を「保健所を設置する」に改める。

(毒物及び劇物取締法の一部改正)

第三十三條 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)の一部を次のように改正する。第二十二條第一項中「行なう」を「行う」に改め、「都道府県知事」の下に「その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項において同じ。」を加え、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第七條第三項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」に、第十五條の三中「毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗」とあるのは「第二十二條第一項に規定する者(同条第二項に規定する者を含む。)の事業場」と、「第二十三條の三」とあるのは「第十九條第三項」と読み替へるものとする。

第二十二條第五項に後段として次のように加える。この場合において、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(第二十二條第五項に規定する者の業務上毒物又は劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」と読み替へるものとする。

第二十二條第六項中「都道府県知事」の下に「(第一項に規定する者の事業場又は前項に規定する者の業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項において同じ。)」を加える。

(社会福祉法の一部改正)

第三十四條 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

百次中「第百三十五條」を「第百三十四條」に改める。

第十四條第八項中「その六月前までに」を「あらかじめ」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

第二十條中「これを実施しなければ」を「及びこれを実施するよう努めなければ」に改める。第三十條第一項各号を次のように改める。

一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人(次号に掲げる社会福祉法人を除く。)であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの。市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)

二 第百九條第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人。指定都市の長

第五十六條第一項中「指定都市若しくは中核市の長」を「市長」に改める。

第六十二條第四項中「厚生労働大臣が定める最低基準」を「都道府県の条例で定める基準」に改める。

第六十五條の見出しを「施設の基準」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県」に、「必要とされる最低の」を「条例で」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従ひ定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 社会福祉施設に配置する職員及びその員数

二 社会福祉施設に係る居室の床面積

三 社会福祉施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 社会福祉施設の利用定員

第七十一条中「第六十五条の最低基準」を「第六十五条第一項の基準」に、「同条の」を「同項の」に改める。

第七十二条第二項中「次条第二項の規定による条件に違反し、又は第七十七条若しくは」を「第七十七条又は」に改める。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条 削除

第七百七条及び第七百八条中「講ずる」を「講ずるよう努める」に、「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第七百二十三条を次のように改める。

第七百二十三条 削除

第七百二十四条第二項、第七百三十一条第四号及び第五号並びに第七百三十二条を削る。

第七百三十三号中「前二条」を「前条」に、「各本条」を「同条」に改め、同条を第七百三十二号とし、第七百三十四号を第七百三十三号とし、第七百三十五号を第七百三十四号とする。

別表指定都市及び中核市の項中「指定都市及び中核市」を「市」に改め、同表市町村(指定都市及び中核市を除く)の項中「市町村(指定都市及び中核市を除く)」を「町村」に改める。

第三十五条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第七十三号を次のように改める。

(市の区域内で行われる隣保事業の特例)

第七十三号 市の区域内で行われる隣保事業について第六十九条、第七十条及び前条の規定を適用する場合には、第六十九条第一項中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び市」と、「都道府県知事」とあるのは「市長」と、同条第二項、第七十条及び前条中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第七百五号第一項中「第六十九号第一項」の下に、「第七十三号の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加える。

第七百三十一号第三号中「第三項まで」の下に「これらの規定を第七十三号の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加え、「同条第一項」を「第七十二号第一項」に改める。

(安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正)

第三十六号 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)の二部を次のように改正する。

第十号第五項中「厚生労働大臣に提出するとともに、公表する」を「公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出する」に改める。

(美容師法の一部改正)

第三十七号 美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

(講習規定)

第二十号を次のように改める。

第二十条 地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第五号第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、前各条の規定(第四号第五項及び第十二条の三第二項を除く)中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」とする。

(水道法の一部改正)

第三十八号 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十二号第一項中「布設工事」の下に「当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。」を加え、同条第二項中「資格」の下に「当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格」を加える。

第十九号第三項中「資格」の下に「当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格」を加える。

第四十六号第二項中「市町村長」を「町村長」に改める。

第四十八号の二の見出し及び同条第一項中「保健所を設置する」を削り、同条第二項中「保健所を設置する市」を削り、「保健所を設置する市又は」を「市又は」に改める。

(知的障害者福祉法の一部改正)

第三十九号 知的障害者福祉法(昭和三十三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十五号の二第一項中「都道府県」を「市町村」に改め、「行うこと」の下に「(次項において「相談援助」という。)」を加え、同条第二項を同条第四項とし、同条第二項中「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

第二十二号中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

第二十三号の二の規定により市町村が行う委託に要する費用

第二十五号第一号及び第二号中「第二十二号第二号」を「第二十二号第三号」に改め、同条第二号及び第四号中「第二十二号第三号」を「第二十二号第四号」に改める。

第二十六号第一号中「第二十二号第二号」を「第二十二号第三号」に改め、同条第二号中「第二十二号第三号」を「第二十二号第四号」に改める。

(薬事法の一部改正)

第四十号 薬事法(昭和三十三年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四号第一項中「都道府県知事」の下に「(その所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第五号第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長、第七号第三項及び第十号において同じ。」を加える。

第二十一号の見出しを「都道府県知事等の経由」に改め、同条第一項中「都道府県知事」の下に「(薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売する場合であつて、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長、次項、第六十九号第一項、第七十一号、第七十二号第三項及び第七十五号第二項において同じ。)」を加える。

第二十六号第一項中「地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第五号第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))」を「保健所を設置する市」に改める。

第六十九号第二項中「店舗販売業」を「薬局又は店舗販売業」に、「その店舗」を「その薬局又は店舗」に改め、第八号の二第一項若しくは第二項を削り、「第七十二号の二から」を「第七十二号の二、第七十二号の四から」に改め、同条第六項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、薬局開設者が、第八号の二第一項若しくは第二項又は第七十二号の三に基づき命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該薬局開設者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

第六十九條の二第二項中「同條第三項」を「同條第四項」に改める。

第七十條第三項中「第六十九條第五項」を「第六十九條第六項」に改める。

第七十六條の三第一項中「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

第七十六條の七第三項中「第六十九條第五項」を「第六十九條第六項」に改める。

第七十六條の八第二項及び第八十條の二第八項中「第六十九條第五項」を「第六十九條第六項」に改める。

「同條第六項」を「同條第七項」に改める。

第八十一條の見出しを「都道府県等が処理する事務」に改め、同條中「都道府県知事」の下に「保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」を加える。

第八十一條の三第一項中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同條第二項中「第六十九條第三項並びに第七十條第一項及び第二項」を「第二十一條第一項及び第二項、第六十九條第一項及び第四項、第七十條第一項及び第二項、第七十一條並びに第七十二條第三項」に改める。

第八十三條第一項中「動物」との下に「第四條第一項中「都道府県知事」(その所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第百一十号)第五條第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」といふ。))又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長、第七條第三項及び第十條において同じ。」とあるのは「都道府県知事」とを「維持」との下に「第二十一條第一項中「都道府県知事」(薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売する場合であつて、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長、次項、第六十九條第一項、第七十一條、第七十二條第三項及び第七十五條第一項において同じ。))とあるのは「都道府県知事」とを加え、「地域保健法(昭和二十二年法律第百一十号)第五條第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」といふ。))」を「保健所を設置する市」に、「中「都道府県知事」(店舗販売業にあつては、その店舗)を「中「都道府県知事」(薬局又は店舗販売業にあつては、その薬局又は店舗)に、「第六十九條第三項」を「第六十九條第四項」に改める。

第八十七條第九号中「第三項まで」を「第四項まで」に、「第六十九條第三項」を「第六十九條第四項」に改める。

第八十九條第四号中「第六十九條第四項」を「第六十九條第五項」に改める。

(母子及び寡婦福祉法の一部改正)

第四十一條 母子及び寡婦福祉法(昭和二十九年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「その他の関係者」及び「とともに、その内容を公表する」を削る。

(母子保健法の一部改正)

第四十二條 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十八條中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改める。

第十九條第一項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長」を「市町村長」に改め、同條第三項を削る。

第二十條第一項及び第七項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改める。

第二十一條第一項中「費用」の下に「及び第二十條の規定による措置に要する費用」を加え、同條第二項を削る。

第二十一條の二を次のように改める。

(都道府県の負担)

第二十一條の二 都道府県は、政令の定めるところにより、前條の規定により市町村が支弁する費用のうち、第二十條の規定による措置に要する費用については、その四分の一を負担するものとす。

第二十一條の三中「第二十一條第二項」を「第二十一條」に、「都道府県、保健所を設置する市及び特別区」を「市町村」に改め、「費用」の下に「のうち、第二十條の規定による措置に要する費用」を加える。

第二十一條の四第一項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長」を「市町村長」に改め、同條第二項中「都道府県又は」を削る。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第四十三條 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四十三條第一項中「策定する」を「策定するよう努める」に改め、同條第三項中「第五條第二項から第四項まで及び第六項」を「第五條第三項及び第四項」に、「同條第六項及び前項」を「前二項」に、「第五條第四項及び第六項」を「第五條第四項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第二項中「講ずる」を「講ずるよう努める」に改め、同項を同條第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画を定めるときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるものとする。

第七條第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第五條第二項各号に掲げる事項について定めるものとする。

第六條第二項中(次項において「職業能力開発短期大学校等」といふ。))を削り、同條第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第十九條第一項中「定める基準」の下に(都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設にあつては、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準)を加え、同條に次の一項を加える。

3 都道府県又は市町村が第一項の規定により条例で定めるに当たつては、公共職業能力開発施設における訓練生の数については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

第二十三條第一項を次のように改める。

公共職業訓練のうち、次に掲げるものは、無料とする。

一 国が設置する職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者に対して行う普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る。)

二 国が設置する障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練

三 都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設を行う職業訓練(厚生労働省令で定める基準を参酌して当該都道府県又は市町村の条例で定めるものに限る。)

第二十三條第二項中「前項に規定するものを」とを、職業能力開発校及び職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者に対して行う普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る。))並びに障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練」に改める。

第二十四條第四項を削る。

第二十七條第五項中「第十六條第四項」を「第十六條第三項」に、「第六項」を「第五項」に改める。

第二十八條第一項中「除く」の下に「以下この項において同じ」を「受けた者」の下に(都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設を行う普通職業訓練における職業訓練指導員にあつては、厚生労働省令で定める基準に従い当該都道府県又は市町村の条例で定める者)を加える。

第三十條の二第二項中「ものを除く」の下に「以下この項において同じ」を「定める者」(の下に「都道府県が設置する公共職業能力開発施設を行う高度職業訓練にあつては、厚生労働省令で定める基準を参酌して当該都道府県の条例で定める者)であつて、を「加え、者を除く」を「者以外の者」に改め、同條第二項中「規定する職業訓練」の下に(都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設を行うものを除く)を加える。

(興行場法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 第二十五条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の興行場法(以下この条において「新興行場法」という。)第二条第二項の規定に基づく保健所を設置する市(地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。)又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新興行場法第二条第二項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2 第二十五条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新興行場法第三条第二項の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

(旅館業法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の旅館業法(以下この条において「新旅館業法」という。)第三条第三号の規定に基づく保健所を設置する市(地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。)又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める施設は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める施設とみなす。

2 第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法第四条第二項の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

3 第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法第五条第三号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める事由は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める事由とみなす。

(公衆浴場法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 第二十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の公衆浴場法(以下この条において「新公衆浴場法」という。)第二条第三項の規定に基づく保健所を設置する市(地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。)又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新公衆浴場法第二条第三項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2 第二十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新公衆浴場法第二条第二項の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の医療法(以下この条及び附則第二百二十二条第二項において「新医療法」という。)第七條の二第四項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新医療法第三十条の四第五項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例とみなす。

2 第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第七条の二第五項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例とみなす。

3 第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第十八条に規定する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、同条の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例で定める基準とみなす。

4 第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第二十一条第一項及び第二項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)
第二十二條 第三十一条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の生活保護法(附則第二百二十二条第二項において「新生活保護法」という。)第三十九条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

(クリーニング業法の一部改正に伴う経過措置)
第二十三條 第三十二条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後のクリーニング業法第三条第六号の規定に基づく保健所を設置する市(地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。)又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める措置は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める措置とみなす。

(毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置)
第二十四條 第三十三条の規定の施行前に同条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法(以下この条において「旧毒物及び劇物取締法」という。)の規定によりされた命令その他の行為又は第三十三条の規定の施行の際に旧毒物及び劇物取締法の規定によりされた命令その他の行為又は第三十三条の規定の施行の際に旧毒物及び劇物取締法(以下この条において「新毒物及び劇物取締法」という。)の規定によりされた行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法(以下この条において「新毒物及び劇物取締法」という。)の適用については、新毒物及び劇物取締法の相当規定によりされた命令その他の行為又は届出とみなす。

2 第三十三条の規定の施行前に旧毒物及び劇物取締法の規定により都道府県知事に対し届出その他の手続をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新毒物及び劇物取締法の相当規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新毒物及び劇物取締法の規定を適用する。

(社会福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第二十五條 第三十四条の規定(社会福祉法第六十五条の改正規定に限る。以下この項において同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第三十四条の規定による改正後の社会福祉法(附則第二百二十三条第二項において「新社会福祉法」という。)第六十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

2 第三十四条の規定(社会福祉法第三十条の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行前に第三十四条の規定による改正前の社会福祉法(以下この条において「旧社会福祉法」という。)の規定によりされた認可等の他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は第三十四条の規定の施行の際に旧社会福祉法(以下この条において「旧社会福祉法」という。)の規定によりされた認可等の他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、第三十四条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における第三十四条の規定による改正後の社会福祉法(以下この条において「新社会福祉法」という。)の適用については、新社会福祉法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3 第三十四条の規定の施行前に旧社会福祉法の規定により所轄庁に対し届出等その他の手続をしななければならない事項で、第三十四条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新社会福祉法の相当規定により所轄庁に対して届出等その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新社会福祉法の規定を適用する。

(美容師法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 第三十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の美容師法(以下この条において「新美容師法」という。)第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第八条第三号の規定に基づく保健所を設置する市(地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。)又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区が新美容師法第八条第三号の規定に基づき条例で定める措置は、当該保健所を設置する市又は特別区が新美容師法第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第八条第三号の規定に基づく措置とみなす。

2 第三十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新美容師法第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第十三条第四号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区が新美容師法第十三条第四号の規定に基づき条例で定める措置は、当該保健所を設置する市又は特別区が新美容師法第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第十三条第四号の規定に基づく条例で定める措置とみなす。

(水道法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 第三十八条の規定(水道法第十二条及び第十九条の改正規定に限る。以下この項から第三項までにおいて同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第三十八条の規定による改正後の水道法(以下この項から第三項までにおいて「新水道法」という。)第十二条第一項(新水道法第三十一条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する地方公共団体の条例が制定施行されるまでの間における当該地方公共団体である水道事業者又は水道用供給事業者に対する新水道法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「水道の布設工事(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。)」とあるのは、「水道の布設工事」とする。

2 第三十八条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新水道法第十二条第二項(新水道法第三十一条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する地方公共団体の条例が制定施行されるまでの間は、新水道法第十二条第二項に規定する政令で定める資格は、当該地方公共団体の条例で定める資格とみなす。

3 第三十八条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新水道法第十九条第三項(新水道法第三十一条及び第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する地方公共団体の条例が制定施行されるまでの間は、新水道法第十九条第三項に規定する政令で定める資格は、当該地方公共団体の条例で定める資格とみなす。

4 第三十八条の規定(水道法第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行前に第三十八条の規定による改正前の水道法(以下この条において「旧水道法」という。)の規定によりされた確認等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は第三十八条の規定の施行の際現に旧水道法の規定によりされている確認の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、第三十八条の規定の施行の日

においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における第三十八条の規定による改正後の水道法(以下この条において「新水道法」という。)の適用については、新水道法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

5 第三十八条の規定の施行前に旧水道法の規定により都道府県知事に対し報告をしなければならない事項で、第三十八条の規定の施行の日前にその報告がされていないものについては、これを、新水道法の相当規定により市長に対して報告をしなければならない事項についてその報告がされていないものとみなして、新水道法の規定を適用する。

(薬事法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 第四十条の規定の施行前に同条の規定による改正前の薬事法(以下この条において「旧薬事法」という。)の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は第四十条の規定の施行の際現に旧薬事法の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の薬事法(以下この条において「新薬事法」という。)の適用については、新薬事法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 第四十条の規定の施行前に旧薬事法の規定により都道府県知事に対し報告その他の手続をしななければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新薬事法の相当規定により、地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新薬事法の規定を適用する。

(母子保健法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 第四十二条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係る処分は、第四十二条の規定による改正後の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係る処分とみなす。ただし、第四十二条の規定の施行前に行われ、又は行われるべきであった同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に要する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 第四十三条の規定(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第四十三条の規定による改正後の職業能力開発促進法(以下この条において「新職業能力開発促進法」という。)第十九条第一項に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準とみなす。

2 第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第二十三条第一項第三号に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同号に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす職業訓練は、当該都道府県又は市町村の条例で定める職業訓練とみなす。

3 第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県又は市町村の条例で定める者とみなす。

4 第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第三十条の二第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。

地域主権戦略大綱

〔平成22年6月22日
閣議決定〕

第1 地域主権改革の全体像

1 「地域主権改革」の理念と定義

(1) 地域主権改革の意義

地域主権改革は、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換する改革である。国と地方公共団体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、国民が、地域の住民として、自らの暮らす地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて、改革を推進していかなければならない。

(2) 地域主権改革の定義

「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」である。

「地域主権」は、この改革の根底をなす理念として掲げているものであり、日本国憲法が定める「地方自治の本旨」や、国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」の考え方と相まって、「国民主権」の内容を豊かにする方向性を示すものである。

2 地域主権改革が目指す国のかたち

(1) 社会経済情勢の変化への対応

我が国は、人口減少や少子高齢化など社会構造の激しい変化や、経済のグローバル化や情報通信の高度化、さらには地球規模での厳しい環境・エネルギー・食料制約といった資源制約等の課題に直面している。時代が激動の変革期を迎えている現在、これらの課題に適切に対応し、発展し続けるためにも、地域主権改革を断行する必要がある。地方公共団体は住民に身近な行政を自主的かつ総合的に広く担い、国は国際社会における国家としての存立にかかわる事務を始めとする本来果たすべき役割を重点的に担えるようにし、あわせて、地域の様々な資源や歴史、文化、伝統等を最大限活用し、それぞれの地域において富を生み出すという考え方に基づいて活力ある地域をつくり、「依存と分配」の仕組みを「自立と創造」の仕組みに転換しなければならない。

(2) 地域主権改革が目指す国のかたち

国のかたちについては、国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、国が一方向的に決めて地方に押し付けるのではなく、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働してつくっていく。

国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、基礎自治体が広く事務事業を担い、基礎自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、国は、広域自治体が担えない事務事業を担うことにより、その本来果たすべき役割を重点的に担っていく。その中でも、住民により身近な基礎自治体を重視し、基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付ける。

これを基本として、国と地方公共団体は、行政の各分野において適切に役割を分担するとともに、地方公共団体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていく。

(3) 住民による選択と責任

地域主権改革が進展すれば、おのずと地方公共団体間で行政サービスに差異が生じてくるものであり、地方公共団体の首長や議会の議員を選ぶ住民の判断と責任は極めて重大になる。地域主権改革は、単なる制度の改革ではなく、地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという「責任の改革」であり、民主主義そのものの改革である。住民や首長、議会の在り方や責任も変わっていかなければならない。

3 地域主権改革の工程

地域主権戦略大綱（以下「本大綱」という。）は、地域主権改革の意義や理念等を踏まえ、憲法や国際条約との整合性にも配意しつつ、地域主権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を明らかにするものである。地域主権改革の主な課題は、本大綱の第2以下に掲げるとおりである。

なお、今後の工程に関して、前倒しして実施できるものについては、その都度柔軟に前倒しして実施するものとする。

今後、本大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、地域主権改革の一層の推進に向けて、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定し、積極的に取り組んでいくこととする。

取組に当たっては、内閣総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層政治主導で集中的かつ迅速に地域主権改革を推進する。また、適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、地域主権改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。

同時に、地域主権戦略会議及び国と地方の協議の場を法制化する。

第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

1 取組の意義等

地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けが多数存在する現状にある。地域主権改革を進めるためには、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を進めることにより、地域の住民を代表する議会の審議を通じ、地方公共団体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていく必要がある。こうした取組を通じて、地域の実情に合った最適な行政サービスの提供を実現することを目指すものである。

2 これまでの取組と当面の具体的措置

(1) 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大に関する勧告

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大については、平成19年4月に設置された地方分権改革推進委員会において調査審議が行われ、その第2次勧告（平成20年12月）において、自治事務のうち義務付け・枠付けの見直しを行う必要があるものが条項単位で整理された。また、第2次勧告で見直す必要があるとされた義務付け・枠付けのうち、特に問題があるとされた「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」及び「計画等の策定及びその手続」について、その具体的な見直し措置等が第3次勧告（平成21年10月）において提示された。

(2) これまでの取組

政府としては、地域主権改革を実現する上で、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大は大きな意義を有することにかんがみ、第3次勧告を受け、同勧告が最大限実現されるよう内閣を挙げて速やかに取り組むこととし、平成21年10月以降、政府内での具体的な見直し検討作業を本格的に進めた。スピード感をもって改革に取り組むため、第3次勧告に盛り込まれた義務付け・枠付けのうち、まずは地方公共団体から要望のあった事項を中心に地方分権改革推進計画を策定し、平成21年12月15日に閣議決定した（第1次見直し（63項目、121条項））。

この地方分権改革推進計画に基づき「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」等を第174回国会に提出した。

(3) 当面の具体的措置

地方分権改革推進計画の策定後も、第3次勧告で示された見直し対象のうち、当該計画策定の際に見直しの対象とされたもの以外の義務付け・枠付けについて、地域主権戦略会議の場においても議論を重ねるなど、引き続き見直しを進めてきた結果、具体的な見直し措置について結論を得た（第2次見直し（308項目、528条項））。

この第2次見直しにおいては、別紙1に掲げる事項について必要な法制上その他の措置を講じることとし、これらの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項につ

いては、所要の一括法案等を平成 23 年の通常国会に提出する。

3 今後の課題と進め方

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大により、これまで国が決定し地方公共団体に義務付けてきた基準、施策等を、地方公共団体が条例の制定等により自ら決定し実施するように改めることが必要となる。こうした地方公共団体の取組の内容こそが、地域主権改革の真の意味での実現を左右するものである。地方公共団体は、地域主権改革の趣旨を踏まえ、今まで以上に地域住民のニーズの把握に努め、自らの判断と責任により地域の実情に合った基準の設定や、適切な施策等を講じなければならない。これによって改革の成果を国民・住民に示すことが求められている。

政府においては、地域主権改革の更なる進展のため、第 3 次勧告の実現に向けて引き続き検討を行う。また、第 2 次勧告において見直す必要があるものとされた義務付け・枠付けのうち、第 3 次勧告で取り上げた事項以外のものについても見直しを進めていくこととする。とりわけ第 2 次勧告において取り上げられた膨大な事項については、具体的に講ずべき措置の方針等を今後検討・整理した上で、見直しに向けて真摯に取り組んでいくこととする。見直しを進めるに当たっては、地方公共団体の意見も十分聞いた上で、計画的に着実に取り組んでいく。

第3 基礎自治体への権限移譲

1 基本的な考え方

主権者たる国民が、自らの住む地域のことは自らの責任で決定できる、活気に満ちた地域社会をつくっていくことを、地域主権改革は目指している。この改革においては、住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠である。

いわゆる「平成の合併」により、全国的に市町村合併が進展し、市町村数は3,232（平成11年3月末）から1,727（平成22年3月末）となった。これによって、市町村では行政規模や能力の拡充が図られ、地域の将来を見据えた様々な特色ある取組が行われるとともに、行政運営の効率化の取組も進められている。また、「条例による事務処理特例制度」の活用も進んでおり、基礎自治体が現行法の想定を上回る行政能力とともに、地域主権型社会の担い手たらんとする意欲をも併せ持っていることを示している。

以上を踏まえ、都道府県と市町村の間の事務配分を「補完性の原則」に基づいて見直しを行い、可能な限り多くの行政事務を住民に最も身近な基礎自治体が広く担うこととする。

2 具体的な措置

平成20年5月に地方分権改革推進委員会が提出した第1次勧告では、基礎自治体優先という基本原則の下で行政分野横断的な見直しを行うとの基本認識に立って、権限移譲を行うべき事務について勧告がなされた。

今般、上記1の考え方の下、第1次勧告に掲げられた事務について、内閣を挙げて検討を行い、権限移譲等を行う事務について結論を得た（68項目、251条項）。今後、別紙2に掲げる事務に関し必要な法制上その他の措置を講じることとし、法律の改正により措置すべき事務については、所要の一括法案等を平成23年の通常国会に提出する。

3 円滑な権限移譲の実現に向けて

(1) 基礎自治体の取組

本大綱で移譲を決定する事務は、多数に上るが、その円滑な移譲を実現するためには、まずは権限の移譲を受ける基礎自治体自身の主体的な取組が必要である。

また、移譲される事務と、従来から処理している事務とを一体的かつ総合的に行うことによって、その相乗効果を発揮できるようにすることなどを通じ、地域住民が地域主権改革の意義や権限移譲の効果について、より強く実感できるようにすることも重要である。

なお、それぞれの基礎自治体が、自らの置かれた現状や今後の動向等を十分に踏まえつつ、行政機関等の共同設置や、近隣自治体との一部事務組合や広域連合の設置、事務委託制度の活用など、必要に応じた自治体間連携を図っていくことも考えられる。

(2) 国及び都道府県の取組

国及び都道府県においても、円滑な権限移譲に向けて所要の取組を行うことが必要である。

国は、権限の移譲に伴い、適切に既存の財源措置を見直し、市町村に対して、地方交付税や国庫補助負担金などに関し確実な財源措置を行うこととする。また、所管府省から都道府県及び市町村に対し、移譲事務の内容や取扱い、留意点等について確実な周知・助言を行うほか、市町村からの照会や相談に適切に対応していく。

また、都道府県においては、庁内及び市町村との間での推進体制の構築を始めとする環境整備や、円滑な引継や研修、職員の派遣、自治体間連携の具体的手法の周知・助言を行うなどの役割を果たすことが期待される。そのため、国は、都道府県に対して、これらの必要な支援に努めるよう要請する。

4 今後の取組

まずは本大綱で決定した事務の移譲に万全を期すとともに、地域主権改革を更に推進する観点から、今後も継続的に基礎自治体への権限移譲を行っていく。今回、多くの権限移譲を実現することとしたところであるが、なお第1次勧告に掲げられた条項の半数近くが残されている。今後とも、これらの移譲について、その実現に向け、引き続き検討を行う。

また、地方からの新たな提言や、条例による事務処理特例制度の活用状況等も踏まえ、基礎自治体への法令による一層の権限移譲について検討を行う。

別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）

1 施設・公物設置管理の基準の見直し

施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、地方分権改革推進計画の整理同様、次のとおりとする。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 参酌すべき基準

地方公共団体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

〔警察庁〕

(1) 道路交通法（昭35法105）

- ・ パーキング・メーターの機能に関する基準（49条1項）のうち、作動の方法についての表示及び高さに係る規定は、廃止する。
- ・ パーキング・チケット発給設備の機能に関する基準（49条1項）のうち、パーキング・チケットの発給方法の表示及び高さに係る規定は、廃止する。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平18法91）

- ・ 交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準（36条2項）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

〔文部科学省〕

(3) 学校教育法（昭22法26）

- ・ 専修学校の設置基準等については、地方公共団体からの具体的な要望等を確認し、支障がない場合には、当該部分について、基準自体の見直し又は基準の条例委任を行う。

(4) 社会教育法（昭24法207）

- ・ 公民館運営審議会の委員の委嘱にあたり満たすべき基準（30条1項）を、条例（制定主体は市町村）に委任する。

3 計画等の策定及びその手続の見直し

[内閣官房]

(1) 構造改革特別区域法(平14法189)

- 地方公共団体の構造改革特別区域計画の作成に係る内閣総理大臣の認定(4条1項)又は認定構造改革特別区域計画の変更に係る内閣総理大臣の認定(6条1項)に関し、当該計画の内容のうち、構造改革特別区域の名称及び特性、構造改革特別区域計画の意義及び目標、構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果並びに構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項(4条2項1号(ただし、構造改革特別区域の範囲を除く。)、2号、3号及び6号)に係る内閣総理大臣の認定は、廃止する。
- 構造改革特別区域計画の内容のうち、構造改革特別区域の名称及び特性、構造改革特別区域計画の意義及び目標、構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果並びに構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項に係る規定(4条2項1号(ただし、構造改革特別区域の範囲を除く。)、2号、3号及び6号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- 協力地方公共団体の公私協力基本計画の内容のうち、教育目標に関する事項並びにその他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるものに係る規定(20条4項1号及び6号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(2) 地域再生法(平17法24)(内閣府、財務省、農林水産省、国土交通省、環境省と共管)

- 地方公共団体の地域再生計画の策定に係る内閣総理大臣の認定(5条1項)又は認定地域再生計画の変更に係る内閣総理大臣の認定(7条1項)に関し、当該計画の内容のうち、地域再生計画の目標、内閣府令で定める事項及び地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項(5条2項2号、5号及び6号)に係る内閣総理大臣の認定は、廃止する。
- 地域再生計画の内容のうち、地域再生計画の目標、内閣府令で定める事項及び地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項に係る規定(5条2項2号、5号及び6号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

[内閣府]

(3) 災害対策基本法(昭36法223)(総務省と共管)

- 都道府県地域防災計画の内容のうち、都道府県の地域に係る防災に関し都道府県防災会議が必要と認める事項に係る規定(40条2項4号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。また、都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防並びに災害復旧に関する事項別の計画に係る規定(同項2号(ただし、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策を除く。))についても、地方分権改革推進委員会の第3次勧告に沿って見直すよう努め、法改正までに結論を得る。
- 市町村地域防災計画の内容のうち、市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認

- ・ 官民競争入札又は民間競争入札の実施に関する方針を作成する場合における民間事業者の意見の聴取に係る規定（8条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 地方公共団体が実施している特定公共サービスの内容その他の参考となる情報の公表に係る規定（8条4項）は、廃止又は努力・配慮義務化し、当該公表の方法に係る規定（同項）は、廃止又は例示化する。
- ・ 官民競争入札又は民間競争入札の実施に関する方針の公表に係る規定（8条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 地方公共団体の官民競争入札実施要項の策定義務に係る規定（16条1項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 官民競争入札実施要項の内容に係る規定（16条2項から4項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 地方公共団体の民間競争入札実施要項の策定義務に係る規定（18条1項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 民間競争入札実施要項の内容に係る規定（18条2項から4項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

なお、平成24年3月31日限り失効することとされている沖縄振興特別措置法（平14法14）及び沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平7法102）については、これらの法律の失効後仮に法的措置がなされる場合には、地方分権改革推進委員会の第3次勧告に沿って義務付け・枠付けを見直す。

〔警察庁〕

（13）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平18法91）

- ・ 都道府県公安委員会の交通安全特定事業計画の公表に係る規定（36条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

〔厚生労働省〕

（14）地域保健法（昭22法101）

- ・ 都道府県の人材確保支援計画の内容のうち、特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の基本的方針に関する事項及び特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上に関し都道府県が必要と認める事項に係る規定（21条2項2号及び4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（15）児童福祉法（昭22法164）

- ・ 都道府県の児童委員の研修に関する計画の作成義務に係る規定（18条の2）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 特定市町村の市町村保育計画及び特定都道府県の都道府県保育計画の公表に係る規定（56条の8第3項及び56条の9第3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

- ・ 特定市町村の市町村保育計画及び特定都道府県の都道府県保育計画の実施の状況の公表に係る規定（56条の8第4項及び56条の9第5項）は、廃止又は努力・配慮義務化し、当該公表の方法に係る規定（同項）は、廃止又は例示化する。

（16）民生委員法（昭23法198）

- ・ 都道府県の民生委員の指導訓練に関する計画の樹立義務に係る規定（18条）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

（17）社会福祉法（昭26法45）

- ・ 都道府県並びに指定都市及び中核市の長が指導監督を行うために必要な計画の樹立義務に係る規定（20条）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 市町村地域福祉計画を策定又は変更する場合における住民の意見を反映させるために必要な措置に係る規定（107条）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県地域福祉支援計画を策定又は変更する場合における公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置に係る規定（108条）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の公表に係る規定（107条、108条）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（18）安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭31法160）

- ・ 都道府県献血推進計画の公表に係る規定（10条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（19）国民健康保険法（昭33法192）

- ・ 指定市町村の国民健康保険事業の運営の安定化に関する計画の策定義務に係る規定（68条の2第3項）は、廃止する。
[措置済み（医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平22法35））]

（20）老人福祉法（昭38法133）

- ・ 市町村老人福祉計画の内容のうち、老人福祉事業の量の確保のための方策及びその他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項に係る規定（20条の8第2項2号及び3号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村老人福祉計画を策定する場合における勘案すべき事情に係る規定（20条の8第5項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村老人福祉計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定（20条の8第8項）に関し、当該計画の内容のうち、老人福祉事業の量の確保のための方策及び供給体制の確保に関し必要な事項（同条2項2号及び3号）に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。
- ・ 都道府県老人福祉計画の内容のうち、老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項、老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項並びにその他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項に係る規定（20

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

1 権限移譲を行うもの

(1) すべての市町村へ移譲する事務

〔総務省〕

① 町及び字の区域の新設等の届出、告示

ア 市町村長の町及び字の区域の新設等に係る都道府県知事への届出（地方自治法（昭22法67）260条1項）については、廃止する。

イ 都道府県知事が処理している町及び字の区域の新設等の告示（地方自治法260条2項）については、すべての市町村へ移譲する。

〔厚生労働省〕

② 身体・知的障害者相談員への委託による相談対応、援助

ア 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している身体障害者相談員への委託による身体に障害のある者の相談への対応及び身体に障害のある者の更生のための援助（身体障害者福祉法（昭24法283）12条の3第1項）については、すべての市町村へ移譲する。なお、これらの事務（指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。）に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

イ 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している知的障害者相談員への委託による知的障害者等の相談への対応及び知的障害者の更生のための援助（知的障害者福祉法（昭35法37）15条の2第1項）については、すべての市町村へ移譲する。なお、これらの事務（指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。）に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

③ 未熟児の訪問指導等

都道府県並びに保健所設置市及び特別区が処理している低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等（母子保健法（昭40法141）18条、19条1項、20条1項）については、すべての市町村へ移譲する。

④ 育成医療の支給認定等

都道府県並びに指定都市及び中核市が処理している育成医療に係る自立支援医療費の支給の認定及び自立支援医療費の支給（障害者自立支援法（平17法123）54条1項、58条1項）については、すべての市町村へ移譲する。

証の取消し（特定非営利活動促進法（平10法7）10条1項、25条3項、29条1項、31条2項、34条3項、41条1項、42条、43条1項）については、指定都市へ移譲する。

〔国土交通省〕

② 都市計画の決定

都道府県が処理している以下の都市計画の決定（都市計画法（昭43法100）15条1項）については、指定都市へ移譲する。なお、都市計画の決定に際しての国又は都道府県の関与については、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）に基づく措置後の都市計画法の規定による。

ア 区域区分（都市計画法7条）に関する都市計画

イ 都市再開発方針等（都市計画法7条の2）に関する都市計画

ウ 都市施設（都市計画法11条1項）のうち、高速自動車国道及び一般国道に関する都市計画

(6) 保健所設置市及び特別区へ移譲する事務

〔厚生労働省〕

① 理容所の衛生措置基準の設定等

都道府県の条例による理容所以外の場所で理容の業務を行うことができる場合並びに理容の業及び理容所に係る衛生措置基準の制定（理容師法（昭22法234）6条の2、9条、12条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

② 興行場の衛生措置基準の設定等

都道府県の条例による興行場の構造設備等及び衛生措置の基準の制定（興行場法（昭23法137）2条2項、3条2項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

③ 旅館の構造設備基準及び衛生措置基準の設定等

ア 都道府県並びに指定都市及び中核市の条例による施設の構造設備の基準の制定（旅館業法（昭23法138）3条2項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

イ 都道府県の条例による社会教育施設で学校及び児童福祉施設に類するもの、衛生措置の基準並びに宿泊を拒むことができる事由の制定（旅館業法3条3項、4条2項、5条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

④ 公衆浴場の衛生等措置基準の設定等

都道府県の条例による公衆浴場の配置基準並びに衛生及び風紀に必要な措置の基準の制定（公衆浴場法（昭23法139）2条3項、3条2項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑤ クリーニング業者が講ずべき措置の基準設定

都道府県の条例によるクリーニング業を営む者が講ずべき措置の基準の制定（クリーニング業法（昭25法207）3条3項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑥ 毒物・劇物業務上取扱者の届出受理、廃棄物の回収命令、立入検査等

都道府県知事が処理している業務上取扱者の届出の受理、廃棄物の回収等の命令、報告の徴収、店舗等への立入検査及び毒物劇物等の収去、不適当な毒物劇物取扱責任者の変更命令並びに違反していると認める業務上取扱者に対する必要な措置の命令（毒物及び劇物取締法（昭25法303）22条1項、22条4項において準用する15条の3、17条2項及び19条3項、22条5項において準用する17条2項、22条6項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑦ 美容所の衛生措置基準の設定等

都道府県の条例による美容所以外の場所で美容の業務を行うことができる場合並びに美容の業及び美容所に係る衛生措置基準の制定（美容師法（昭32法163）7条、8条、13条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑧ 薬局の開設の許可、製造販売業等の許可、薬局開設者等からの報告徴収、立入検査等

都道府県知事が処理している薬局の開設の許可、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可、薬局製造販売医薬品の製造業の許可、薬局開設者等からの報告徴収及び立入検査、薬局開設者等に対する廃棄等の措置命令、構造設備の改善命令及び使用禁止命令並びに業務停止命令及び許可の取消し（薬事法（昭35法145）4条1項、12条1項、13条1項、69条2項、70条1項、72条4項、75条1項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑨ 結核指定医療機関の指定、報告徴収、立入検査等

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している結核指定医療機関の指定、指定の取消し、報告の徴収及び立入検査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）38条2項及び9項、43条1項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

(7) その他

〔内閣府、総務省〕

① 災害派遣要請を求めた旨の市町村長から防衛大臣等への通知

災害時における自衛隊の派遣について、市町村長が、都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請をするよう求めた場合（災害対策基本法（昭36法223）68条の2第1項）には、同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができることとする。